明日の裁判所を考える懇談会(第14回)協議内容

1. 日時

平成16年10月15日(金)15:00~17:00

2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3. 出席者

(委員·50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米 本昌平委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,高橋利文民事·行政局長

〔オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,大谷直人秘書·広報課長,園尾隆司総務局長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,大野市太郎刑事局長,山崎恒家庭局長〕

- 4. 議題(第14回テーマ「知的財産関係訴訟について」)
 - (1) 知的財産関係訴訟について意見交換
 - (2) 今後の懇談会の進め方
 - (3) 次回の日程について
- 5. 会議経過
 - (1) 意見交換の概要

(最高裁)

知的財産関係訴訟の現状に関して,まず知的財産権及び知的財産関係訴訟の種類 と特徴についてご説明する。

昨年施行された知的財産基本法によると,知的財産権は,「特許権,実用新案権,育 成者権,意匠権,著作権,商標権その他の知的財産に関して法令により定められた 権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義されている。資料1に,代表的な 知的財産権及びその特徴を示した。知的財産権は,財産的に価値のある情報を客体 としており,かつては,形のない財産権ということで「無体財産権」などと言われていた。 知的財産権制度は,本来権利の客体としてとらえにくい性質の情報について,我が 国の産業や文化を発展させることを目的として,一定の要件の下で一定の期間,例 えば特許権であれば出願の日から20年間だが,独占的に利用できるような権利を 創設して法律的保護を及ぼす一方,その情報の内容を権利者以外の者も利用できる ようにしたものである。このような独占と利用のバランスをどう図るかが,産業や文化 の発展にとって極めて重要になってくる。

知的財産権の客体となる情報には,技術やデザインに関するものなど,言葉で表現 すること自体非常な困難を伴うものがあるが,これを権利として位置づけて法律的に 保護するためには,その内容や効力の及ぶ範囲を言葉で表現することが求められる。 特許法を例にとると,特許発明の技術的範囲,すなわち,その特許発明がどのような 内容の技術であるのか,その特許による技術の独占がどの範囲の技術にまで及ぶ のかという点については,願書に添付した「特許請求の範囲」の記載に基づいて定め なければならないとされている。また,その記載の解釈は,願書に添付した「明細書」 の記載及び図面を考慮して「特許請求の範囲」に記載された用語の意義を解釈する と規定されている。このように,技術的思想,技術の内容を言葉に置き換えて,言葉 の解釈を通してその保護を図るという点も,知的財産権の特徴である。

資料2には,最近話題になった,富士通のプラズマディスプレイパネルに関する特許 発明の「特許請求の範囲」を記載した。韓国のサムスンSDIが製造し,日本サムスン が輸入・販売する製品が特許権を侵害しているとして,富士通が本年4月6日に仮処 分申請を行い,6月に和解で解決した事案であるが,この「特許請求の範囲」は比較 的読みやすい方である。これは出願の段階のものであるが,これが,特許庁の担当 者の指摘等を踏まえてより厳密な形に仕上がり,権利の内容になる。

資料3のとおり,知的財産関係訴訟は侵害訴訟と審決取消訴訟とに大別される。 侵害訴訟は,不法行為訴訟の一類型である。例えば,特許権を有する企業がライバ ル企業に対し,その特許発明の技術的範囲に属する製品を製造販売しているとして, 特許権侵害を理由に製造販売の差止めを求めたり,過去に製造販売したことに基づ 〈損害賠償を求めたりする訴訟である。侵害訴訟においては,相手方の行為が法律 的に権利を侵害する違法なものかどうかが争われ,被告の製造販売している製品が 特許発明の技術的範囲に含まれるかどうかという点のほか,ライセンス契約の存在 など相手方の販売行為を正当化し得る法律的な根拠の有無,あるいは仮に侵害であ る場合にどの程度の賠償を与えるべきかという点などが問題となる。

審決取消訴訟は,特許権,実用新案権,意匠権,商標権といった特許庁の登録を要 する知的財産権に関して,特許庁の審判の判断に不服のある者が,特許庁の判断, つまり行政処分である審決の取消しを求める訴訟である。例えば,特許出願の拒絶 査定に不服のある者は,特許庁に対して審判を請求することになるが,その審判の 結果である審決にさらに不服がある場合には,その取消しを求めて東京高裁に訴訟 を提起することになる。審決取消訴訟においては,特許の要件である新規性,つまり 既存の技術から一歩抜きん出ることや,進歩性,つまり公知の技術から容易に思い つくようなものではないことが認められるか否かが問題となる。

資料4には、「知的財産立国」問題についての議論と近時の法改正の動きの流れを 示した。1980年代まで,日本の産業の国際競争力は世界のトップクラスであった。し かし、1990年代に入り,いわゆるバブルの崩壊や経済活動の急激なグローバル化 などから,日本の企業は、低廉な労働力と技術力の向上を背景としたアジア諸国の 企業との競争に苦戦するようになった。また,現在,企業が直面している競争は,同 ーの製品についての伝統的な価格競争ではなく,むしろ他社に先駆けて市場の求め る独創的な製品や新しいサービスを生み出せるかという競争であり、今日の経済社 会において「知恵」が生み出す付加価値の重要性は格段に高まっている。そのため, 高付加価値の源泉ともいうべき知的財産権が経済活性化の起爆剤として脚光を浴び るようになり,政府の産業政策も「ものづくり」から知的財産権を利用した「知恵づくり」 へと転換され,日本はいわゆる「知的財産立国」を目指すようになった。2002年2月, 小泉首相が知的財産の保護・活用を国家目標とする旨の施政方針演説を行い,同 年3月には知的財産戦略会議が発足した。2003年3月には知的財産基本法が施行 されて知り財産戦略本部が発足し,同年7月,知的財産推進計画が策定された。 こうした中で,一部の評論家やマスコミから,「日本の特許訴訟制度は審理,判断に 時間がかかるため、日本企業はあえて日本での訴訟を避けて外国で特許訴訟を提 起しており,『特許訴訟の空洞化』現象が生じている」という批判を受けるようになった。 「特許訴訟の空洞化が生じている」と言うためには,日本企業がどのような分野の,ど のような技術について、どの国で特許権を取得しており、その特許がどの国の市場で 侵害されているのかという事実関係を十分に把握した上で,紛争が生ずるメカニズム, 構造を解明する必要があると思われるが、この点についての実証的な調査、検討が まったくされないまま批判が行われた。知的財産権は、国内の産業や文化の発展を 企図して国ごとに創設され保護されているものであり、同一の発明について複数の国 で特許権を取得することは可能であるが、そのような場合でも、資料5のとおり、日本 企業がアメリカ市場における特許侵害についての救済を求めようとする場合には、ア メリカで取得した特許権に基づいてアメリカで侵害訴訟を提起するしかない。マスコミ 等で空洞化の実例として挙げられていたケースは、アメリカ市場における事業展開を 重視してアメリカで訴訟提起したものや、そもそも日本では特許権が成立していなか ったり,日本国内では当事者間でライセンス契約が成立していたりして,我が国にお いて訴訟を提起する余地のないものであったようである。また,資料6あるいはほか の文献にも出ているが、これらは、日本企業が我が国において特許訴訟を提起する ことが可能であり、その必要性もあるのに、あえて我が国での訴訟を避けて外国で訴 訟を提起したケースではなかったようである。 すなわち , 特許訴訟の 「空洞化」現象と いう批判は,実体のない議論であったと言えよう。なお,最近,日本企業が外国企業 に対し,特許侵害を理由として,我が国及び外国の裁判所に同時に訴訟提起あるい は仮処分の申立てをするという事例も報道されている。資料2のプラズマディスプレイ の事件も、富士通が我が国の裁判所に仮処分を申し立てると同時に、アメリカの裁判 所にも訴訟を提起したという新聞報道がある。この種の事件を担当している弁護士の 話では,我が国を含む複数国への訴訟提起が想定される場合には,まず日本の裁 判所に訴訟提起をして判断を求めるようになっているということであるが、それは、日 本であれば大体1年以内に判断が下される見込みが立つからだということである。 次に,近時の法改正についてご説明する。知的財産関係訴訟については,2001年

6月に提出された司法制度改革審議会意見書や,2003年7月に策定された知的財 産推進計画に従って,資料7のとおり,平成15年,16年に審理の一層の充実,迅速 化を図るための制度改正が行われた。その内容は,従来から知的財産関係訴訟に ついて専門部を設けて専門的に処理をしていた東京,大阪の裁判所に全国の知的 財産関係訴訟を集中させるとともに,この種の訴訟に精通した裁判官,裁判所調査 官を集中的に配置し,さらに専門委員制度を導入するなどして,知的財産関係訴訟 の審理に必要な専門性のさらなる強化を図り,いわば我が国における実質的な「特 許裁判所」を創出することを中心とするものである。来年4月には,東京高等裁判所 の特別の支部として,知的財産高等裁判所(以下「知財高裁」という。)が創設される こととなった。

平成15年の平均審理期間は,資料8ないし11のとおり,知的財産関係民事事件の 全国地裁第一審が15.6月となっている。なお,東京地裁の平成15年の平均審理 期間は13.8月となっている。全国高裁控訴審の平均審理期間は9.9月,審決取消 訴訟が12.4月,仮処分が5.1月であり,概ね右肩下がりで審理の迅速化が図られ ていると言える。

資料12,13は,アップルコンピュータ社がソーテック社に対し,パソコンのデザインを 模倣したとして仮処分を申請した事件に関するものであるが,これも申立てからわず か26日後に販売を差し止める旨の決定がされ,その後本案訴訟において速やかに 和解が成立している。

以上のとおり,知的財産訴訟のために東京,大阪に裁判官を集中的に約40人配置 するほか,さまざまな審理上の工夫を凝らし,審理期間は非常に短縮されている。他 方,これ以上の迅速化は,判断内容の適正さの確保に悪影響を及ぼし,いわゆる「ラ フジャスティス」を招くのではないかという懸念もある。

(最高裁)

かいつまんで全体の状況をご説明したが,知的財産関係訴訟の事件数はいずれも せいぜい数百件程度であり,ボリュームの上では大きな問題ではない。それにもかか わらず司法制度改革の中で知的財産権の問題が非常に大きく取り上げられたのは, 政治的,あるいは経済的な要因が非常に大きかったように思う。その中には若干の 議論の混乱もあったと思われ,もう少し実証的に検証されることが必要であるという 前提で説明に努めた。裁判所の体制としては東京高裁に実質的な知的財産裁判所 を作ることで一応の決着を見ているものの,なお業界の一部から,裁判官が技術を 判断するのではなく技術者が裁判官となるべきであるとする「技術裁判官論」も出て いるが,これは見送られている。

(松尾委員)

「知的財産」ないし「知的財産権」という用語は既に定着したように思われる。かつて は「知的所有権」という用語も使われていたが,現在では耳にしない。一方,「産業財 産権」という用語は今後も使用されるようだが,区別した方が良いのだろうか。「知的 財産権」という広い観念から著作権などを除いたものが「産業財産権」ということにな ろうか。

(最高裁)

技術系の権利と非技術系の権利,著作権や商号,商標などとを一緒に議論するのか どうかという問題もあり,「産業」という基準でこれを切るとなれば,著作権などは外れ ることになるであろう。

(松尾委員)

資料2記載の「特許請求の範囲」は分かりやすい例だという説明であったが,文章と して好ましいものではないように感じる。

(平木委員)

難解である。

(最高裁)

明細書を読む限り,映像のにじみを抑えるため,放電により発光する「蛍光体膜」を背面側に配置し,観察面側には透明基板を配置する。従前のガス放電パネルと異なり, 観察面側を透明にしているところに真髄があるようだが,用語が独特で,さらに技術 に関わるため,非常に難解に感じる。

(大谷委員)

これだけの文章が途中で切れていない。我々がこんな文章を書いたら,「長い」と怒られてしまう。

(最高裁)

しかも,これが権利そのものであり,この技術を理解したとしても,次の特許事件では また違う技術だから役には立たない。一つ一つ,特許請求の範囲に書いてあるもの に対象物件が該当するかどうかの判断,侵害の有無の判断を行わなければならな い。

(大谷委員)

確かに、次に使えるようであれば特許にはならない。

(最高裁)

どのような技術に関する事件が係属するかは予想できず,各分野のすべての専門家 を内部に抱え込むことはおよそ不可能である。

(大谷委員)

非常に審理が迅速化されているという説明があったが,それなら何故,知財高裁を創 設するのか。新たに創設するとなれば,事務的にも施設的にも非常に手間がかかる のではないか。

(最高裁)

先に申し上げたとおり,政治的,あるいは経済的な要因がある。当初,議論が動き出 したころは,政治的には日本の知財訴訟の「空洞化」現象が実在するものと捉えられ ており,「技術問題に裁判官はついていけない。技術者を中核とする裁判所を作った 方が良い」という考え方が主流であったと思われる。そうだとすれば、「通常の裁判所 とは別系列の新たな裁判所として,知財裁判所を作った方が良い」というのは,極め て素朴な発想であろう。それが検討を重ねていくうちに、「空洞化」という評価は実態 にそぐわないのではないかということになり,また,技術者が裁判官になる制度を採っ ているのは世界でもドイツだけであることから、「今の裁判所を充実強化すれば、これ まで提示されてきた問題はそれぞれ解決がつくのではないか」という合意が得られて きている。それでもなお、いわゆる「特許裁判所」という別のものを作ることには大きな 政治的な意味があるとされた。要するに、日本の企業の特許権を侵害しようとしてい る東南アジアなどの国々に対して非常に大きな効果、すなわち「看板効果」があると いう説明がなされ,最終的に,なるべく独立した形態の裁判所を作った方が良いということになった。

(最高裁)

裁判官個人を基準に考えると,知的財産関係訴訟に特化することのメリット,デメリットが生じる問題もあり,今回のような形で創設することになった。専門性は専門委員を 活用することで補強しつつ,なるべく透明,公正な判定をするメカニズムとして,実質 的にいわゆる「特許裁判所」ができた形になっている。

(最高裁)

人的な問題は最後の話題として取り上げる。審理期間は特に国際競争力の関係で 問題にされたが,これ以上は短くならないという限界に近いのではないかと考えてい る。

(松尾委員)

今回の資料を見ると、「少し速過ぎる」との批判も大きくなっているようである。

(大谷委員)

「空洞化」という議論に関して言えば、資料を見る限り、我々メディアが不勉強な部分 もあったのだろう。資料12、13の「ソーテック事件」は、アメリカのアップルコンピュー タ社が日本国内で日本のソーテック社を訴えたケースということであるが、当然審理 を担当したのは日本の裁判所であろう。

(最高裁)

東京地裁民事29部である。

(大谷委員)

現在アメリカでは,このようなケースについてアメリカの裁判所でも判断が下せるよう, 立法化の動きがあるという報道が一部でなされている。そのような事実があるのだろ うか。もしそうなると,アメリカのやりたい放題だという感じもする。

(最高裁)

基本的には,特許権は国ごとに成立するため,日本で特許権を有している場合に,そ れが侵害されたときは,原則として日本の裁判所に訴訟を起こすことになる。 (田中委員) 今後,アメリカから日本にかなりの投資がなされると言われているが,その判断根拠 は2つある。1つは,日米の新租税協定が今年4月に発効し,株式保有率が50パー セントを超える子会社の配当がタックス・エグゼンプション(免税)の扱いになり,知的 財産権に対する支払も免税されるようになったことである。そのため,株式保有率が 50パーセントを超える子会社については,日米にまたがっていても,あたかも一国内 にあるかのごとく扱える状態になった。もう1つ,知的財産に関する制度改正の一連 の流れの中で,他のアジア諸国では日本のようには改正できないだろうという点があ る。アメリカの場合,WTO(世界貿易機構)の枠組みの中で,これまでずっと知的財 産権を前面に押し立ててきたが,日本で制度が確立し,しかも裁判所も機能するとい うことになれば,「アジアにおけるヘッドクォーター(拠点)機能を日本に持つべきだ」と いうことで対日投資が活発化するだろう。あるいは,日本の企業を買収するというよう なことも含めて,日米のインテグレーション(調和)は一挙に進むのではないか。現実 にそこまで状況が進んでいるかどうかは分からないが,傍証はある。もう少しデータ が重なれば断言できるが,日本の司法制度については,速度の面だけではなく,判 断に関する信頼性も向上していると言えよう。

(最高裁)

そのことは,日本の企業や経済活動にとって,どのように作用するのだろうか。

(田中委員)

今の延長線で考えると,まず日本におけるアメリカ資本の職場が増える。日本は必ず しも脱工業化していないが,アメリカが日本をアジアにおけるヘッドクォーターと位置 づけてくれれば,日本の賃金水準が向上することが考えられるし,ビルディングが埋 まって賃料収入が増加することも考えられる。中国の評価は分かれるところであるが, 韓国や東南アジア諸国では,とても日本のような改正は望めない。見当外れの批判 もあったとのことであるが,迅速な対応により,少しずつ日本の評価は上がってきて いるのではないだろうか。

(米本委員)

おそらくそのとおりだと思う。産業政策や技術政策の面から言えば,むしろ日本はアメ リカやヨーロッパに遅れをとった。司法制度改革においては,裁判所における知的財 産関係の制度の帰趨について議論が紛糾したとのことであるが、その割には裁判所 はスマートにモードチェンジを行い、質的にも世界のレベルと遜色のないところに達し ている。通常の官僚機構は多少批判された程度ではなかなかモードチェンジできない が、その点で裁判所制度はスマートな官僚機構だという印象を持った。他方で、医療 訴訟にだけは時間がかかっているが、これは前回も述べたとおり、医療集団として本 来もつべきガバナンス(統治)がなく、職能集団としての技術の品質管理や相互批判 がなされないまま、いわば素材がむき出しの状態で裁判に持ち込まれるため扱いに 時間がかかることになる。それはむしろ裁判所が批判されるべきではなく、医療職能 集団の相互チェックを充実させ、裁判所に持ち込む以前に職能集団としての品質管 理を図るべきである。つまり、裁判制度自体はかなり21世紀型にモードチェンジして おり、官僚機構の制度改革としては優等生だと言える。後は、果たして知財の利用者 側が有意義に利用できるかどうか、ではないのか。

(大谷委員)

裁判員制度についても同様であるが,すぐに裁判所が頑張ってしまうからいけない。 もっと粘るべきだ。

(米本委員)

アメリカで最も信頼を得ている公的組織は何かと一般に問うと,圧倒的に軍隊を挙げ る人間が多いが,日本では裁判所であろう。裁判所の制度はもっと尊重されるべきで あり,批判をするにしても,何のために批判するかをわきまえなければならない。 (最高裁)

先ほど申し上げたとおり,議論を実証的な次元に分解するまでの過程では随分と苦労した。最初に観念論で批判を受けた段階では非常に反論がしにくいが,それを一つ一つの要素に分解していき,それぞれの要素ごとに対応策を示すことで手当てを行い,最終的な決着として,シンボリックな看板を作るような形に落ち着いた。ほかの問題に関しても,受けた批判は,大体一つ一つの要素に分解するようにしている。 (大谷委員) 「ソーテック事件」のような事案において,裁判所ではどのような形で和解が成立するのか。損害額の算定は困難であるし,当事者の製造継続の希望なども予想され,非常に落としどころが難しいのではないか。

(最高裁)

まったく同一の製品を「デッドコピー」と呼ぶが,これを作っていたような場合は,相手 方が観念して抗弁しないことが多い。通常は少し構成要件を変えた製品が作られて おり,その変えた部分が本質的な部分かどうかの争いがほとんどだと思われるが,そ の中で侵害に該当するという心証が強まれば,仮処分の段階でも和解勧告をするこ とがあるようである。相手方が侵害を認めた場合は,損害額について和解協議を行う こともある。一般に,侵害を受けた企業は,金銭的な面よりも製造を中止させることを 重視するようである。そのため,早めに仮処分を申請して製造中止に追い込む手段 の意義は大きい。

(松尾委員)

審理期間の短縮に成功したとのことであるが,日本の裁判所は,法律の改正を待た ず,いわゆる「企業努力」をして,運用の改善で実績を上げることが得意なようである。 過去の顕著な例として,刑事裁判の迅速化が挙げられる。ある時期,刑事裁判は非 常に遅いと言われていたが,鮮やかに迅速化され,一部の特異な事件を別にすれば, 平均的には非常に速くなった。ただ,法律の改正を伴わず運用の改善で進行したた め,一種の構造的な問題が残り,全体としての審理期間は確かに短縮できたものの, 公判の開廷間隔を縮めることはできなかった。現在,司法制度改革の俎上で「刑事裁 判の充実・迅速化」と言われているのは,その点の改善を図るものであり,そのため には法律の改正が必要であろう。他方,知的財産の関係では活発に法律改正が行 われつつあり,一歩進んだ状況だと言える。

(平木委員)

先ほど,「日本では認められる損害賠償額が安い」との説明があったが,具体的には どういう意味か。

(最高裁)

例えば,私が持っている特許権を他人が侵害した場合に損害賠償を求めることにな るが,その場合,厳密には「相手方の製品の販売により自分の製品の売上げが落ち て利益が減った分」が損害に当たる。しかし,それを立証しようとすると,まず相手方 が売上高を申告しない。文書提出命令についても,帳簿には顧客の名前などの営業 秘密が記載されていることもあり,現在ほど積極的に利用されなかった。また,人件 費などの名目で金額が削られることもあり,どうしても認容額が少なくなってしまう例 が多かった。

(最高裁)

アメリカでは,そもそも実際の損害額の認定が高い上,さらに懲罰的な賠償額が上乗 せされるため,大変な差が生じてしまう。

(大木委員)

農水省の資料によると,育成者を対象としたアンケートにおいて,回答者の27パーセントは育成者侵害を受けた経験があるとの結果が出ている。他方,訴訟を起こした事例は過去6年間で5件しかない。これは,一般的に認容額が安いと言われていることとも関係があるのだろうか。

(最高裁)

先にご説明したとおり、「認容額が安い」との批判もあったが、例えば新品種の新しい 花や野菜など、バイオ技術を駆使して開発した権利を他人が侵害し、それで多大な 利益を得ているというような事例であれば、ほとんどの場合訴訟が起こされるであろ う。そのようなアンケート結果が現れたのは、それほどのケースでなかったのではな いだろうか。

(最高裁)

ちょうど,2つ目の話題事項が損害賠償額の現状に関するものである。この問題に入りたい。

(最高裁)

まず,資料16に基づいて説明させていただく。

知的財産権に対する相手方企業の侵害行為により被害企業が被った損害額の立証 は,基本的に資料がすべて相手方の手元にあるため,概して極めて困難である。従 来,日本企業は,主として他社から特許権侵害で訴えられる場合などに備えて,いわ ば防衛的に特許権を取得していたが,現在では,むしろ高収益を実現するために自 社の独自技術を特許を取得することによって囲い込み,成立した自社の特許権を積 極的に活用して,侵害行為に対する差止め,損害賠償請求を行うなど,企業の知的 財産戦略に大きな変化が生じてきたと言われている。知的財産関係の紛争解決にお いて求められる裁判所の役割が次第に高まってきたということである。そのような中 で,損害額の算定の困難さなどから,特許侵害が認められる場合において,日本の 裁判所が命じる損害賠償額がアメリカに比べて著しく低額であり,そのため知的財産 権を侵害した企業は裁判で敗訴して損害賠償を命じられても何ら痛ようを感じること がなく,裁判が侵害行為に対する抑止力として十分に機能していないのではないかと いう批判がされるようになった。

そこで,このような問題点に対処するため,平成10年の特許法改正で,侵害者が譲 渡した特許侵害品の数量が判明すれば,それに権利者の利益率を乗じて得た額を 損害額とすることができるという規定が新たに設けられた。また,平成11年の改正で は,損害が生じたこと自体は認められるが,損害額を立証するために必要な事実を 立証することが極めて困難である場合に,裁判所が弁論の全趣旨や証拠調べの結 果を総合して相当な損害額を認定できるという規定が置かれるなど,損害賠償額を 容易に算定できるようにするための諸規定が整備された。さらに,同年の改正では, 損害計算のための鑑定制度も設けられた。

このような立法措置などもあり,我が国においても高額な損害賠償額の支払を命じる 判決が出るようになった。最も高額なのは,平成14年に約80億円の支払を命じたパ チスロ機の特許をめぐる訴訟である。また,医薬品の特許をめぐる訴訟では,平成1 0年に約30億円の支払が命じられている。ほかにも,電動マッサージ機の特許をめ ぐる訴訟で平成15年に約15億円,海苔の異物除去機の特許をめぐる訴訟で平成1 4年に約12億円の支払がそれぞれ命じられている。

また,損害賠償請求とは異なるが,従業員による青色発光ダイオードの職務発明の 対価として,会社に200億円の支払を命じた例があった。ただし,この事例は未だ東 京高裁において係争中である。 (大谷委員)

特許権を侵害されることにより,経済的のみならず精神的な被害を受けることも考えられるが,そもそも,損害賠償を命ずるにあたり,日本の裁判所にはアメリカのような懲罰的な発想はあるのだろうか。

(最高裁)

特許法上,信用回復の措置は規定されており,謝罪を命ずるといったことはあり得る。 しかし,特許権侵害により被った損害額の算定の過程で,懲罰的な金額を上乗せす ることは理論的にない。

(大谷委員)

そうすると,アメリカの企業などの発想からすれば,いかにも「日本の裁判所の判断 は安い」というイメージが残ってしまうのではないか。

(最高裁)

日本では、アメリカにおける懲罰的賠償は制度として取り入れられていないため、そ れに比べれば金額は低いとも言える。しかし、侵害者が特許権の侵害により多大な 利益を得たというような場合には、現実に80億円や30億円といった多額の賠償が 命じられている事例もある。それをもって少ないと見るかどうかという問題もあるが、 実際に被った損害の賠償を命ずるのが日本の賠償制度だということで納得してもらう しかない。

(平木委員)

つまり,倫理的な罰はしないということか。

(最高裁)

そのとおりである。

(松尾委員)

アメリカでも,懲罰的損害賠償についてある程度抑制しようという動きは出ているが, この制度は現実には運用されており,我が国の常識から見ると随分過大な賠償額を 認めているケースもある。アメリカの企業などが我が国において日本の企業を訴える ような場合,原告側が懲罰的な損害賠償を期待することはないのだろうか。 (最高裁) 日本で懲罰的損害賠償が認められないことは承知しているであろう。むしろ,日本の 市場で相手方の侵害行為を防止し,市場展開を阻止することを主眼とするのではな いか。

(大谷委員)

すべて相手方に資料を握られているため,損害額の算定が非常に困難だという説明 であったが,そうすると,訴訟を提起する段階では何を根拠に損害額を主張するの か。

(最高裁)

例えば,本来100億円の損害があると想定していても,そのうち1億円を請求するな ど,一部請求の形で提訴しておく。その後,手続の中で特許法上の文書提出命令な どを活用して相手方に帳簿を提出させ,損害額が概算できた段階で請求を拡張する こともあるようである。もちろん,その場合は申立手数料を追納することになる。

(最高裁)

平成10年ころから,かなりたくさんきめ細かな立法が行われ,問題が解消している事 実もある。特許法以外にも,不正競争防止法その他のさまざまな法律にかなりきめ細 かい規定が設けられ,ある事実の立証により別の事実を推定したり,ある程度の立 証がなされた事実について相手方が反論しない場合にその事実を認めたものとみな すことで立証責任を転換する手法などが用いられている。そのため,平成10年代に なってからは,損害額の議論がかなり減少した。

(大谷委員)

そうでなければ,訴える側が自力で損害を調査しなければならず,負担が大きい。 (最高裁)

損害額の問題は,3つ目の話題事項である証拠収集の問題にも関わるため,併せて ご説明したい。

(最高裁)

資料17に基づいてご説明する。

裁判は公開の法廷で行うこととされているが,他方で営業秘密の保護という問題があ る。例えば,不正競争防止法に基づいて,自らの営業秘密にかかる権利を相手方が 侵害しているとして訴えを起こした場合,公開の法廷で審理を行うと,当該営業秘密 が傍聴人にも明らかになってしまう。そのため,そもそも訴訟を起こせない,何とか非 公開にできないだろうか,という議論があった。また,営業秘密を原因とする証拠収集 及び立証の困難性も問題とされていた。特許権等の侵害訴訟においては,侵害行為 の有無や損害額等を立証するための証拠が当事者の一方,多くは被告側に偏って 存在することがあり,しかもそれが被告とされた企業の営業秘密に該当する場合が ある。相手方が保有する証拠を訴訟に提出させる方法として,特許法に民事訴訟法 の特則として文書提出命令の規定が設けられているが,文書に営業秘密に当たる事 項が記載されている場合には,文書の提出を拒否できる「正当な理由」があるとされ ることもある。そこで,産業界を中心として,侵害行為及び損害の立証のためには, 営業秘密が記載された文書であっても幅広く訴訟に提出されるようにすることが必要 だとの指摘がされていたが,反面,裁判は公開の法廷で行うものとされているため, 営業秘密の保護との関係で問題があった。

また,証拠収集とは別の問題であるが,特許法では,侵害訴訟の被告が,侵害行為 の態様に関する原告の主張を否認するときは,自らの行為の具体的態様を明らかに しなければならない旨が定められているところ,例えば,被告の使用する製造方法が, 原告の特許発明とはまった〈別の,だれも考えつかなかった秘密の製造方法であり, その秘密の内容を訴訟で明らかにすれば勝訴できるにもかかわらず,訴訟に提出す ることにより原告や一般人に当該営業秘密が漏えいすることを恐れて,これをためら うこともあったなどと言われている。

そこで,この点に関する何らかの手当てが求められていた。アメリカには,「ディスカ バリー」という,当事者間で証拠を開示して収集する証拠開示制度があるが,日本で もこれを導入してはどうかという意見もあった。しかし,ディスカバリー制度については, その対象となる範囲や期間に制限がないことから,当事者や弁護士は自己が欲する だけ相手方の保有する証拠にディスカバリーを行うことができるなど,濫用の危険と コストの問題が指摘されていた。参考1にアメリカの特許訴訟の現状を記載している が,ディスカバリー制度は強力に相手方の証拠を収集することができる一方,時間や 費用がかかるという問題点がある。 そこで,日本においては,ディスカバリー制度のマイナス面を踏まえ,秘密保持命令 制度及び当事者尋問等の公開停止の制度を導入した。これにより,訴訟において営 業秘密に関する主張,立証をしても営業秘密が訴訟外に漏えいするおそれが少なく なり,営業秘密に関する主張や証拠が訴訟に提出されやすくなることが期待されてい る。

秘密保持命令とは,主張書面や証拠の内容に含まれる営業秘密について,申立てに より,相手方の当事者や代理人,従業員等に対し,当該営業秘密を訴訟追行の目的 以外の目的で使用することや,当該営業秘密に関する秘密保持命令を受けた者以 外の者に開示することを禁止するものであり,命令に違反した者には刑事罰が科さ れる。

当事者尋問等の公開停止は,当事者本人や証人の尋問において,営業秘密保護の 観点から一定の要件の下で,尋問を行う審理の公開を制限できるとするものである。 弁論や主張整理の段階における営業秘密保護については,非公開である弁論準備 手続などを利用することにより図られるのではないかという議論を前提に立法化され た制度である。

このように,営業秘密を原因とする証拠収集及び立証の困難性の問題もクリアされつ つある。

(最高裁)

平成10年施行の新民事訴訟法では,秘密保護のため記録の閲覧等を制限できるという規定が設けられた。この規定は,身分関係の訴訟などを念頭にプライバシー保護との調整を図る目的で置かれたが,一般的に,身分関係の訴訟においては,裁判所は公開を制限することに消極的であり,むしろ記録の公開を優先する傾向が非常に強いため,実際に記録の閲覧を制限した例はあまりない。しかし,知的財産関係訴訟に関しては制限した事例が多数生じており,新民事訴訟法の施行以来,ほかの訴訟とは少し違った分野だとの認識ができつつある。

(松尾委員)

裁判の公開は旧来からの大原則だが,刑事事件においても,被害者保護の観点か ら個人情報の開示を制限しようという動きが顕著である。これもまた,新しい21世紀 的現象であると言えよう。

(最高裁)

人事訴訟の管轄を家庭裁判所に移す際にも,公開の制限が議論になった。家族間 の問題ということで,少し視点が変わってきたのだろうか。

(最高裁)

人事訴訟法に当事者尋問等の公開停止の規定が置かれたものの,施行された4月 以降,公開を停止した例は把握していない。また,子の監護者の指定その他子の監 護に関する処分などの附帯処分に関しては,家庭裁判所調査官による事実の調査 ができることとされたが,これも訴訟手続の中で行われるため,原則公開とされてい る。一定の場合には閲覧等を制限することもできるが,これも4月以降不開示にした 例はないようである。それだけ内容が厳選されているという部分もあるだろう。

(最高裁)

アメリカの裁判所では,一切の予備知識なしに法廷の傍聴に入っても,チャートで説明されたり,証人尋問のやり方によって事案の内容が理解できる。ところが,日本の裁判所では,書面に基づ〈陳述のみが行われる場合が多い。

(大谷委員)

特に民事事件はそのようである。

(松尾委員)

その問題については、裁判所の創意工夫でもう少し対処できないだろうか。

(最高裁)

傍聴人にも事案の内容が理解できるよう,当事者や弁護士も,書面のみでなく口頭で 発言する機会を増やしてはどうだろうかと思う。証人尋問に代えて陳述書が提出され ることも多いが,口頭での証言と整理された書面とでは,印象が異なる場合もある。 (最高裁)

最後の話題事項として,専門性の強化の問題についてご説明させていただく。 (最高裁) 資料14,18のとおり,知的財産関係訴訟を集中的に扱う知的財産部を東京,大阪 に設け,同部に知的財産関係訴訟の経験が豊富な裁判官と裁判所調査官を集中的 に配置し,増員,増部を順次行うなど,科学技術的に高度な知的財産関係紛争につ いて,迅速で充実した審理を実現するための体制を整備してきた。

さらに,本年4月に施行された平成15年改正民事訴訟法は,知的財産関係訴訟の 中でも高度の技術が争点となり得る特許権,実用新案権,回路配置利用権,プログ ラム著作権に関する訴えについて,第一審の管轄を東日本の事件は東京地方裁判 所に,西日本の事件は大阪地方裁判所に専属させ,その控訴審の管轄を大阪の事 件も含めて東京高裁に専属させるものとした。これは,先ほど申し上げたような専門 的処理体制の整備がされている東京,大阪の知的財産部に事件を集中させることに より,より迅速で充実した審理を行うことを目的としている。アメリカには同様の裁判 所として,CAFC(Court of Appeals for the Federal Circuit,連邦巡回控訴裁判所)が 設けられており,特許権等に関する事件の控訴審の管轄を集中しているが,そのアメ リカにおいても,第一審は各州にそれぞれある90余りの連邦地裁において行われて おり,日本のような集中的処理体制はとられていない。

同時に,平成15年改正民事訴訟法は,意匠権,商標権,プログラム著作権を除く著 作権,育成者権又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて,東 日本の事件は東京地裁に,西日本の事件は大阪地裁にも提起できるとする競合管 轄を認めた。この種の事件には地域密着性の高いものも少なくない一方,東京,大 阪の知的財産部のノウハウを生かした専門的な判断を必要とするものもあることから, 当事者が紛争の内容に応じて地元の裁判所で訴訟を行うか,東京,大阪の知的財 産部による専門的な審理を受けるかを選べるようにした。これを図示したのが資料1 9の「侵害訴訟」の欄である。これらの事件では,地元企業同士の争いが訴訟に発展 する場合もあり,そのような事件についてすべて東京,大阪に管轄を専属させること は相当でない場合も考えられるため,競合管轄を認めるにとどめた。

次に,知財高裁の創設についてご説明する。平成17年4月から,知財高裁が,東京 高裁の特別の支部として新たに設置される。知財高裁の取扱事件は,民事事件・行 政事件のうち東京高裁の管轄に属する事件で,その事件の性質・内容が知的財産に 関するすべてのものに及ぶとされている。知財高裁には独自の司法行政権限が認め られ,所長を置き,事務局を設けるなど,その独立性に十分な配慮がされている。 また,本年4月から専門委員制度が導入された。専門委員制度は,専門家により裁 判所の知見を補充し,専門的な知見を要する事件の審理の充実及び迅速化を図る 制度であり、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするなどのため必要があると認めるときに、 専門的な知見に基づく説明を聞くために専門委員を手続に関与させることができると されている。知的財産関係訴訟で技術的事項が問題となる場合には、技術専門家で ある裁判所調査官が裁判官をサポートする態勢がとられているが、昨今の技術分野 の急速な先端化,細分化により適切に対応するために,各技術分野の第一線で活躍 する研究者の方々などの専門家を専門委員に任命し,技術に関する専門的知見をさ らに柔軟かつ弾力的に補充できるようにしている。具体的には、資料20のとおり、審 理において専門委員の関与が必要と判断された際には、直ちに、あらかじめ任命し た専門委員の中から当該技術分野に最も適合する専門委員を事件ごとに指定して、 裁判官や当事者に対する専門的知見に基づく説明を求めることになる。現在、合計1 60名程度の専門委員が東京、大阪の裁判所に所属しており、今後も必要に応じて 機動的に追加任命していく予定である。

(最高裁)

技術裁判官を要請する議論もあったが,裁判所としては,通常の裁判官が最先端の 技術者の知見を活用できる体制を組む方が,最先端の技術に柔軟に対応でき,より 好ましいであろうと考え,専門委員制度を採用した。

(松尾委員)

専門委員から専門的知見に基づく説明を受けるに当たり,当事者が同意しないという 場合はどうなるのか。

(最高裁)

専門委員を手続に関与させるにあたっては当事者の同意は要件とはされていないが, 意見を聞くこととされている。当事者の意見を踏まえて別の専門委員を手続に関与さ せるという訴訟指揮も考えられよう。

(最高裁)

民間企業に所属する専門委員も一定程度任命されているが,双方の当事者から見 て,当該企業に属する専門委員では問題があるような場合は,関与させると公平性 の観点から問題が生じることも考えられる。そこで,民事訴訟法上,当事者双方の申 立てがあるときは,裁判所は関与の決定を取り消さなければならないこととされてい る。

当初,知的財産関係の専門委員については100人以上任命する方針を打ち出した。 その際問題となったのは,学会が500程度存在し,研究団体まで含めると700ぐら いに分かれることであった。推薦依頼先を決める段階から困難を極めたが,学会の 手厚い協力を得て,推薦を受けるべき基幹となる学会を教示してもらった。そのような 経緯で推薦を受けて任命手続を行ったため,公平性の面でもかなりの信頼を得てお り,現在のところ,公平性について異論が出ることはまずない状況である。

(大谷委員)

専門委員には手当が支給されるのか。

(最高裁)

名簿に登載されている候補者が事件のため勤務を行った場合に,裁判所の非常勤 職員として手当を支給されることになる。

(大谷委員)

資料19によれば,平成17年4月以降,東京高裁の管轄に属する事件を知財高裁が 取り扱うということだが,他の高裁の管轄に属する事件はどうなるのか。

(最高裁)

そもそも,現在でも,特許権等に関する事件については全国の控訴事件を東京高裁が専属的に管轄しており,知財高裁の管轄もこの仕組みと結びついている。

(大谷委員)

では,それらの事件に関する不服申立てはすべて知財高裁が管轄するということか。 (最高裁)

そのとおりである。

(最高裁)

商標権や著作権などに関する事件については,東京高裁以外の高裁にも管轄が残 る。つまり,それらの事件は,第一審が大阪地裁であれば,控訴は大阪高裁の管轄 となる。一方,特許権や実用新案権のような技術型の権利に関する事件については, 現在はすべて東京高裁が専属的に管轄しており,平成17年4月以降はすべて知財 高裁が管轄することになる。

(大谷委員)

要するに,実用新案権や特許権に関しては知財高裁が取り扱うが,商標権などの事件であれば,現在のとおり地元で取り扱っても良いのではないかという考えであろう。 そこを明確にしておかなければならない。先ほど,地元企業同士の争いについてのご説明があったが,例えば,「あんパン」でも,どちらが元祖かを巡って企業間の争いがあった。そのようなものまで知財高裁が管轄するとなれば大変であろう。

(松尾委員)

審決取消訴訟とは異なり,侵害訴訟においては,知的財産権の問題のみならず,契約の効力や相続の問題など,民事訴訟一般の争点も含まれてくる。そのようなものも含めて,すべて知財高裁で処理することになるのか。

(最高裁)

例えば、特許権のライセンスの効力を争うような事件も、特許権に関する事件として 取り扱うことになると思われる。

(松尾委員)

専門性の強化と言うが,知財高裁といえども知的財産権の問題だけに特化するわけ ではなく,民事訴訟一般の造詣をも兼ね備えていると考えて良いか。

(最高裁)

そのとおりである。例えば,損害額の認定は民事一般の問題であり,特殊な専門性を 要するものではないが,知的財産に関する事件であれば取り扱うことになる。 (最高裁)

そのような問題もあり,知財高裁の創設に際し,どの程度の独立性と人事権を認める べきかという点がかなり大きな論点となった。裁判所としては,裁判官自身の一般的 な資質のトレーニングの観点から,独立性を高く認めるよりも,一般の裁判官養成と の連続性の中で,ある程度のスペシャリストを集中させる程度にとどめる方が好まし いのではないかと考え,概ねそれが可能な体制となっている。

(松尾委員)

アメリカでCAFCが創設された際には,それまで複数存在していた巡回控訴裁判所の判断の統一を企図したようだが,日本の場合,そのような問題は生じていないのか。

(最高裁)

もちろん最終的には最高裁で統一されることになるが,知財高裁では裁判官5人の 合議体による審理も可能となっているため,そこで実質上のリーディングケースを作 っていくことも考えている。

(最高裁)

平成15年改正民事訴訟法を立案した当初の段階では,いわゆる大法廷的な審理を 行うというまでの構想はなく,その後,法案の審議と運用の協議が並行して行われる 中で,大法廷的な5人合議制の構想が出てきた。

(最高裁)

最終的には最高裁で統一されるとは言え,高裁レベルで判断が分かれることは好ま しくないという経済界等の指摘を受け,東京高裁に5人合議法廷が作られた。この5 人合議は,東京高裁に4か部ある知的財産部からそれぞれ裁判官を出して構成され る。これは明らかに高裁レベルでの判例,判断の統一をねらった立法であり,ある意 味ではアメリカのCAFCを念頭に置いた制度であると言える。この5人合議には,原 則として各部の裁判長全員が入るべきであると言われているが,全裁判長を構成員 に加えるとなると業務上の支障をきたす場合もあるため,各部の代表による合議の 形も検討されている。

(松尾委員)

裁判所に関する制度は激動しており,新し〈専門委員制度も創設されたが,それが裁 判所法自体にあまり反映されないのはやや寂しいようにも感じる。

(最高裁)

知財高裁は,知的財産高等裁判所設置法により創設された。知的財産関係訴訟は 極めて特殊な分野でもあるため,その特殊性をアピールする意味もあり,単行法とし て立法された。

(松尾委員)

それがむしろ知財高裁を重からしめる所以であるという考えは理解できるが,かつて と異なり,裁判所法を見ても我が国の裁判所制度が一覧しに〈〈なったと思う。

(大谷委員)

要するに,裁判所法の中に入れてしまうと,「看板」が隠れてしまうと考えたのではないか。

(最高裁)

個別に単行法を作った方が「看板」のアピール効果があるのではないかという考えも あった。

(大谷委員)

法律では,裁判官に対して特別な研究や研修を施すというようなことも定められてい るのか。

(最高裁)

法文上,直接研修などについて規定されているわけではないが,一定程度の司法行 政事務を委ねる意味では,研修の立案等もそれに含まれていることになろう。

(大谷委員)

知的財産の問題は,今後難易度を増していくであろう。例えば,遺伝子組換えによっ て青色のバラを作ったというような場合,本当にそれが特異なものかどうかは咲かせ てみなければ分からないが,裁判所が咲くまで待つわけにはいかない。その遺伝子 の組合せなどについて知財高裁が判断するのは,我々から見ると極めて困難である ように思われる。

(最高裁)

そのあたりの問題は,専門委員を選任する際に相当意識している。

(最高裁)

そのような事態が予想されるため,我が国でも最先端の技術に造詣が深い方を専門 委員として選任している。学会も同様の認識を持っており,大変熱心な推薦を受けた。 最先端の専門委員にも分からないような問題があれば,それはもう誰にも分からない というほどのレベルである。

(田中委員)

司法制度改革におけるロースクール構想に関して言えば,法曹人口の拡大の要請と, 最先端の分野において判断基準を示すという要請とでは,求められている機能が異 なる。前者も国家が当面する一つの要請であるが,一方で最先端の分野で判断基準 を示していくことの重要性については,ロースクールなどに関する部分では議論され ていない。さまざまな制約がある中で,裁判官は懸命に新しい分野に関する訴訟を的 確に運営できるように努力されているが,それでは,そのヒューマンリソース(人的資 源)についてはどのように考えられているのか。

(最高裁)

裁判官をスペシャリストとしてもう少しトレーニングする必要があるという問題意識は 持っているが、例えば、知的財産関係訴訟に練達した裁判官を育てていく場合、ベー スとなるのは、技術に関する知見ではなく、法律家としての素養である。すなわち、ゼ ネラリストとしての裁判官をスペシャルな分野に適用できるように育てるというのが、 今の基本的な発想であると言える。ただ、法科大学院との関係で言えば、法学を大 学の学部で履修せずに法科大学院を経て法曹になるコースが開かれている。つまり、 理科系の素養のある人材が入ってくる可能性が出てきており、将来的には、そういう ものが一つのヒューマンリソースと考えられるだろう。先ほど知財高裁の独立性に関 して話が出たが、知財高裁に完全な独立を認めて、そこで裁判官を採用して育成す る態勢を取っても、おそらく成功しないであろう。現に東京高裁で知的財産関係事件 を専門に取り扱っている裁判官によれば、知的財産関係事件を処理する上でも、ゼ ネラリストとしての裁判官の能力が非常に重要であるとのことである。

(田中委員)

採用後の訓練に関わる部分とは別に,最初に裁判官として採用する段階で,何らかの対策は取られているのか。

(最高裁)

基本的には,司法試験に受かるまで,すなわち法科大学院,それ以前の大学法学部 又は教養課程の充実にかかっている。裁判官としてもちろん法技術は必要であるが, 一般教養,自然科学に対する理解や関心といったものを持った多くの人材が法曹に ならなければ,多様な領域を的確に埋めていくことは極めて困難だと考えている。採 用後の教育だけでは対応できない部分があり,むしろ採用以前の幅広い教育には何 が必要だろうかという観点からの検討が必要である。そこで問題となるのは,法科大 学院がその機能を本当に果たしてくれるようになるのかどうかである。「いかに司法 試験に合格するか」ということにばかり関心が向けられているようでは,どうにも頼り ない。法科大学院構想が具体化する際,最低限「法律プラスワン」を持った人物を養 成してくれるよう要望したが,設立されてしまうと、「何名合格者が出せるか」とか、「合 格者が出なければ経営が持たない」というようなレベルの議論になりやすい。

(大谷委員)

今のような態勢で、「うちの大学からどれだけ司法試験に合格したか」とか、「合格者 が出なければ大学が潰れる」というようなレベルの議論が続くとすれば、これは本当 に日本の司法制度の危機である。今年の司法修習生の修了試験においても、不合 格者が相当な人数出たと聞いている。

(最高裁)

1年半の司法修習の最後に「考試」と呼ばれる国家試験があるが,今年は1,183人 中,46名が不合格ないし合否判定留保となった。

(大谷委員)

それは、今までで最高の人数ではないのか。

(最高裁)

近年では最高の人数であると言えるが,原因の分析は直ちにはできないところがある。

判事補に任官を希望する者は,現状ではやはり圧倒的に法学部出身者である。そこ にバラエティーが出てくれば,多様な人材の確保の観点からの工夫も可能となるが, 現実には選択肢は非常に少ない。経済学部や理系の学部を卒業した裁判官もいる が,知的財産関係事件の処理における適性の有無は別個に判断しなければならない。

(田中委員)

教育や研究は永遠の課題であり,個人の能力は一概に評価できないが,コンピュー ターサイエンスの分野の学者でもあるスタンフォード大学のヘネシー学長は,明確に, 「スタンフォード大学が立派な教育課程を持っているから立派な人材が生まれるので はない。とにかく良い人材を引っ張ってこなければだめだ。それも,たまたま特定のペ ーパーテストで良い成績を修めたというようなことではなく,潜在的に能力の高い者を 集める以外にない。立派な教育プログラムを持っているから来いと言っても,それで はだめだ」と話していた。世界の大学競争の現状はすごいことになっている。

(米本委員)

先進国の中で日本の教育の基本的枠組みでおかしいのは,中学校や高校の段階か ら学生を「文科系」と「理科系」とに二分化し,その後もこれに拘束される点である。私 自身,「理学部を卒業していながら,なぜ政策分析をやっているんだ」と問われること があるが,アメリカではそういう質問を受けることはなく,むしろ有能な人物ほど,戦略 的に学習キャリアを組みたて経験を積んでいる。

もう一つ,学会の評価機能の空洞化という問題がある。すなわち,学会が評価する 「最先端」と,裁判実務において技術的な面での紛争処理の支援に必要な「最先端」 とは,おそらく異なっている。そういう意味では,学会の評価が本当に裁判の支援に なるかは検討されなければならない。例えば,現在,日本学術会議では大規模な見 直しと再構築が試みられており,私も生命倫理専門委員会に参加しているが,率直 に見て,政治的な認識は非常に低い。先進国におけるアカデミーとして,社会的な, 広義の政治的発信を行うべきであるにもかかわらず,「アカデミーが政治に関わらな いことが学問の中立であり,高級な学者は政治というような応用問題には関わらない ものである」という価値観が伝統的に塗り込められている。そのため,社会が求める 具体的な問題に対するとり組みにあまり自信がなく,また,学界のトップへ行くほど, 諸外国や法的対応についての情報に疎い。結果として,社会が必要とする人材の発 掘と学会の評価との間にミスマッチが起こる恐れがあり,アカデミーの古い価値判断 と21世紀社会の要請とのミスマッチは深刻だと言える。

(田中委員)

例えば,裁判所から司法研修所に教官を派遣し,有望な人材の確保に努めるという ようなことは行われているのか。そうしなければ,ペーパーテストの結果のみから適 性を判定することは困難であろう。

(最高裁)

その点は努力している。現在,司法研修所に裁判官32人を張り付け,修習生に対し 法律家養成の教育を施しているが,その中で裁判官としての適性にも目を配りつつ, 有望な人材の確保に努めている。

(米本委員)

外部から見る限り,これまでの司法修習のプロセスは,非常に優秀な人材を手塩に かけて育成し,ほぼ漏れなく全員を卒業させてきた。しかし,今後司法修習制度が新 たな社会制度の中での機能が明確になり,人員枠が拡大されるにつれ,1年半もしく は2年の修習期間の間にドロップアウトする者も増えることが考えられる。この点は, 周囲が少し認識を変えなければならない。

(最高裁)

今回の試験結果においては、その兆候が少し現れてきたとも思われる。

(大谷委員)

修習期間の短縮も影響しているのだろうか。

(最高裁)

その点は何とも言えない状況である。修習期間を1年半に短縮した際に不合格者が 少し増えたが,その後はそれほど増えていないので,短縮の直接の効果かどうかは 検証できない。今回は,1,000人体制から1,200人体制になって初めての卒業で あるため,それが関係あるのではないかという推論も出ているが,やはり何とも言え ない。例えば,司法試験の合格順位と卒業時の成績との相関関係についても,必ず しも一義的に述べることができない部分がある。司法試験では下位の成績で滑り込 んだ者が,後で飛躍的に成績を伸ばすということもよく聞く話であり,結論を出すのは 少し早いのではないかと思われる。

(大谷委員)

そのとおりである。もう少し長期的に見ていく必要があるだろう。

(2) 今後の懇談会の進め方

次回,司法制度改革全体について総括的な意見交換を行うこととされた。

(3) 次回の日程について

次回(第15回)の懇談会は平成17年初頭に開催することとし,日程は別途調整する こととされた。

以上